

## 平成28年度第7回教育研究評議会議事要旨

日時	平成28年11月18日（金）15時26分～16時45分
場所	大学本部2階大会議室
出席者	宮崎学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，田中教育学部長，小坂芸術地域デザイン学部長，中村経済学部長，原医学部長，石橋工学系研究科長，渡邊農学部長，皆本全学教育機構副機構長，米山附属図書館長，山下医学部附属病院長，郭シンクロトン光応用研究センター長，都築評議員，荒木評議員，岩本評議員，藤本評議員，萩原評議員，大島評議員
欠席者	なし
陪席者	佐々木監事

学長から，平成28年度第5回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付，確認したところ，加除・修正等の意見はなかったため，原案のとおり確定し，ホームページに掲載している旨，報告があった。

また，学長から，本日の審議事項は6件，報告事項は3件を予定している旨，報告があった。

### ○ 審議事項

#### 1. 審議事項（非公開）

#### 2. 寄附講座の設置について

学長から，本件について，旭化成株式会社から，寄附講座「先進心不全医療学講座」の設置について申込みがあった旨の説明があった。

次いで，門出理事から，平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間，「先進心不全医療学講座」の設置のための寄附の申込みがあったもので，その概要についての説明があり，審議の結果了承された。

#### 3. 代用附属学校（仮称）の拡充について

学長から，本件について，教育学部学校教育課程の定員増に伴い，新たな教育実習校の確保が必要となるため，佐賀市立西与賀小学校を新たに代用附属学校に加えるものである旨の説明があった。

次いで，教育学部長から，本件は，現在，教育学部の4つの附属学校園及び代用附属学校の本庄小学校と城西中学校で教育実習と教育実践研究で連携を行っているが，平成28年4月より学校教育課程の定員を90人から120人に増員したことから，平成31年には新たな教育実習校が必要となるものである旨の説明があり，審議の結果了承された。

「代用附属」とはどのような法律に基づいているのか，他の府県でも行われているのかといった旨の発言があり，教育学部長から，根拠となる法律はないが従来附属学校がない場合に公立学校を代用してきたことが発端であること，また，名称についても仮称であるため佐賀市教育委員会で検討中であること，鹿児島県にも「代用附属」という同じ名称の中学校在る等との説明があった。

#### 4. 人事管理における教員のポイント制の導入について

学長から、本件について、人件費管理をベースとしたポイント制を導入し、全学的に運用するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、人件費管理をベースにし定数枠にとらわれない柔軟な運用ができるポイント制を平成29年4月から新たに導入する旨、また、今後のスケジュール及び概要等について説明があった。

ポイントは毎年度見直すのか、また、教教分離した際はどのようになるのかといった発言があり、後藤理事から、年度ごとに見直すことになること、教教分離の際も教育組織は大きく変わるものではないと考えている旨の説明があった。

海洋エネルギー研究センター、シンクロトン光応用研究センター、低平地沿岸海域研究センターが工学系研究科に含まれているが、低平地沿岸海域研究センターについては農学部に分属したほうがよい教員もいるが、ポイントはどのように考えられているかといった発言があり、後藤理事から、農学部に関与していることは承知しているが、今回は工学系研究科に入れさせていただき、今後、流動的に考えていきたい旨の説明があった。

教教分離について、教員分野で分かれた組織から人事の提案があった場合のポイントはどうするのか、教育組織を超えたポイントについてはどうするのかといった発言があり、後藤理事から、研究センターに所属している教員は学部にも所属しており、どこの教育組織に所属しているかによって判断できること、また、学長裁量定数30名(4%)を第3期中に達成する必要があること、さらに運営費交付金の削減に対応することが優先である旨の説明があり、審議の結果了承された。

#### 5. 育児介護休業法改正に伴う就業規則の改正について

学長から、本件について、育児介護休業法改正に伴い、職員の育児・介護休業等に関する規程等を改正する旨の説明があった。

次いで、人事課長から、平成29年1月1日付で育児介護休業法が改正されることに伴い、関係規則を改正する旨、また、同規程の一部に不備があったものについても併せて改正する旨の説明があり、審議の結果了承された。

#### 6. 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の取り扱いに関する規程の一部改正について

学長から、本件について、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び労働契約法の規定に基づき、有期労働契約の契約期間の取り扱いに関する規程を一部改正する旨の説明があった。

次いで、人事課長から、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律において、特例として大学等及び研究開発法人の研究者等については、無期転換申込権発生までの期間が5年から10年となっていることから、今回有期労働契約の契約期間の改正を行い、各種研究員や寄附講座の契約期間を5年から10年にすることにより研究開発等の推進のための基盤強化及び教育研究の活性化を図ること、また、今回の改正に併せて、労働契約法の空白期間について、労働契約法第18条第2項に基づき、一の有期労働契約期間が1年に満たない場合の空白期間を新たに規定すること、今後のスケジュール等の説明があり、審議の結果了承された。

7. その他  
特になし。

○ 報告事項

1. 平成27年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

評価室長から、本件について、国立大学法人評価委員会から、項目別の評価結果の4項目すべてで「順調」と評価されたこと及び特に注目される事項についての説明があった。また、平成29年1月23日に第2期教育研究評価に係るヒアリングが行われる旨の説明があった。

2. サバティカル研修終了後の報告について

工学系研究科長及び全学教育機構副機構長から、本件について、平成28年4月1日から平成28年9月30日までの期間にサバティカル研修を行った教員の実施報告書の概要等の説明があった。

各部局での発表会又は報告会の開催の有無について質問があり、工学系研究科長及び全学教育機構副機構長から、添付資料により報告会を行った旨の説明があった。

学長から、報告書のボリュームが充分ではないのではないか、また今後はある程度の内容を義務付ける必要があるのではないかとの発言があった。

3. 全学委員会等の審議状況報告について

滝澤理事から、平成28年9月5日、平成28年10月13日開催の学生委員会及び平成28年8月31日開催の第2回学生支援室運営委員会の審議状況について報告があった。

門出理事から、平成28年11月1日開催の研究公正委員会の審議状況について報告があった。

後藤理事から、平成28年11月2日開催の第3回中期目標・中期計画実施本部会議の審議状況について報告があった。

4. その他  
特になし。

○ その他  
特になし。

以上